介護医療院施設サービス利用

重 要 事 項 説 明 書

介護医療院施設サービス利用について、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより次のとおり説明いたします。

Ⅰ）概要

１．事業所の概要

事業所名	つくし会病院　介護医療院		
所在地	福岡県大野城市乙金 3 丁目 18 番 20 号		
管理者	野本　健一		
電話番号	092-503-2261	FAX 番号	092-503-2474
事業所指定番号	40B3200027		

２．事業者の概要

事業者の名称	医療法人つくし会病院
法人所在地	福岡県大野城市乙金 3 丁目 18 番 20 号
代表者名	理事長　　野本　健一
法人番号	2900－05－006717

３．施設の概要

構造等

敷　地	11,336.86 ㎡（うち借地 1,652.96 ㎡）
建　物	鉄筋コンクリート造（耐火構造）
	延床面積　1,668.12 ㎡
利用者定員	120 名（西 1 棟 60 名　西 2 棟 60 名）
療　養　室	2 人室　　8 室（1 室 16.99 ㎡～18.79 ㎡）
	4 人室　 26 室（1 室 19.91 ㎡～32.48 ㎡）
機能訓練室	399.29 ㎡
食堂・談話室兼レクレーションスペース	2 カ所　149.15 ㎡（各棟 1 ヶ所）
浴室・脱衣室	2 カ所　　55.87 ㎡
トイレ	4 か所（各棟 2 カ所）

Ⅱ）介護医療院の目的と運営方針

１．施設の目的

介護医療院は「医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設」として平成 30 年 4 月より創設された介護保険施設です。日常的な医学管理や看取りやターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

２．運営方針

長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとします。

また、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとします。

Ⅲ）勤務体制

サービスの提供に当たる職員の職種、員数は次のとおりとします。

○　医　　師　　４．１６名（常勤換算）

○　薬　剤　師　　１．２名以上　　○　管理栄養士　　１．２名以上

○　看護職員　西１棟　看護師　１０名　　准看護師　３名　　介護職員　１２名

　　看護職員　西２棟　看護師　　７名　　准看護師　４名　　介護職員　１２名

○　理学療法士　　３名　　○　言語聴覚士　　１名

○　作業療法士　　２名　　○　介護支援専門員　２名

Ⅳ）定員

介護医療院の定員は次のとおりとする。

○　西１棟（多床室）６０名

○　西２棟（多床室）６０名

Ⅴ）提供するサービスの内容に関する事項

介護医療院で提供する主なサービスの内容は次のとおりとする。

○療養上の管理　　○看護　　○介護　　○機能訓練

◯その他必要な医療ならびに日常生活上の支援

・医師、看護師による日常的な医学管理・看護
・管理栄養士による食事・栄養管理
・リハビリテーション
・口腔ケア　　・入浴・保清　　・離床・整容
・排泄援助　　・相談・援助

Ⅵ）利用料に関する項目

医療法人つくし会病院の介護医療院施設サービス利用料は下記の通りと致します。

１．施設サービス利用料（１ヶ月を３０日として計算）

区　　分	食事負担金 （１食でも算定）	居住費 （外泊でも算定）	入院一割負担金
課税所得 690 万円以上	1,700 円／日 ×30 日＝51,000 円	437 円／日 ×30 日＝13,110 円	140,100 円
課税所得 380 万円～ 課税所得 690 万円未満	1,700 円／日 ×30 日＝51,000 円	437 円／日 ×30 日＝13,110 円	93,000 円
一　般　世帯	1,700 円／日 ×30 日＝51,000 円	437 円／日 ×30 日＝13,110 円	44,400 円
利用者負担　第３段階②	1,420 円／日 ×30 日＝42,600 円	430 円／日 ×30 日＝12,900 円	24,600 円
利用者負担　第３段階①	680 円／日 ×30 日＝20,400 円	430 円／日 ×30 日＝12,900 円	24,600 円
利用者負担　第２段階	390 円／日 ×30 日＝11,700 円	430 円／日 ×30 日＝12,900 円	15,000 円
利用者負担　第１段階	300 円／日 ×30 日＝9,000 円	０円／日	15,000 円

（区分第１～第３段階は介護保険負担限度額認定証による）

２．施設サービス利用料（利用者負担額）の内訳（１ヶ月を３０日として計算）

医療法人つくし会病院介護医療院ではⅠ型介護医療院サービス費（Ⅲ）・（ⅱ）多床室夜勤（Ⅳ）を選択しております

要介護１　　８０５円×３０日＝２４，１５０円（１割負担の場合）
２　　９１４円×３０日＝２７，４２０円（　　〃　　）
３　１，１４８円×３０日＝３４，４４０円（　　〃　　）
４　１，２４８円×３０日＝３７，４４０円（　　〃　　）
５　１，３３８円×３０日＝４０，１４０円（　　〃　　）

・地域区分・・・・・・・・・・・・・・１単位＝１０．２７円（特定診療費は除く）
・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・・６円／日 夜間勤務等看護加算　Ⅳ　７円／日
・初期加算（入所日より３０日間）・・・３０円／日
・初期入所診療管理・・・・・・・・・・２５０円（入院２週間以内に１回のみ）
・リハビリ　（理学療法(Ⅰ)・作業療法)
　入所より４ヶ月迄・・・・・・・・・１２３円／回
　入所より４ヶ月超・・・・・・・・・１月に１０回迄　・　１２３円／回
　　１月に１０回超　・　８６円／回
・リハビリ　（言語聴覚療法)

入所より４ヶ月迄・・・・・・・・２０３円／回
入所より４ヶ月超・・・・・・・・１月に１０回迄　・　２０３円／回
１月に１０回超　・　１４２円／回

・リハビリテーション体制強化加算・・３５円／回
・短期集中リハビリ実施加算・・・・２４０円／回
・認知症短期集中リハビリ実施加算・・・２４０円/回
・感染対策指導管理・・・・・・・６円／日
・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）・・・・・５円／日
・褥創対策指導管理（Ⅰ）・・・・・・・・６円／日
・安全対策体制加算（入所時）・・・２０円／回
・薬剤管理指導（週１回・月４回迄）・・３５０円／回
・療養食加算・・・・・・・・・・・・６円／回
・経口維持加算Ⅰ・・・・・・４００円／月
・経口維持加算Ⅱ・・・・・・１００円／月
・協力医療機関連携加算・・・・１００円／月
・医療情報提供（Ⅰ）・・・・・・・・・２２０円　（他の病院へ転院した場合）
・医療情報提供（Ⅱ）・・・・・・・・・２９０円　（退院し診療所に紹介した場合）
・緊急時治療管理・・・・・５１８円／日
・退院時情報提供加算（Ⅰ）居宅・・・５００円／回
・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）・・・・・・29/1000／日

※　上記金額は１割負担の方の金額となる為、２割、３割負担の方は上記の金額の２倍、３倍のご負担となります。
※　ＣＴ等の複雑なレントゲンを撮影した場合や胃瘻交換を実施した場合は、医療保険での外来受診として請求いたします。

３．利用申込者のみが負担するサービス料

私物洗濯料　　４００円／ｋｇ（乾燥重量）
散　髪　代　　（　１　回　）　　１，８００円
そ　の　他　　日常生活において、通常必要となるもので利用者の負担が適当と認められる費用

Ⅶ）施設サービス計画書作成に関する事項

利用者のための施設サービス計画（ケアプラン）を、介護支援専門員（ケアマネージャー）に担当させ作成いたします。

Ⅷ）事故発生時の対応に関する事項

利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族・身元引受人等関係者に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

Ⅸ）業務継続計画の策定等に関する事項

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護医療院サービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

X）非常災害時の対応に関する事項

当施設に災害対策に関する担当者を置き、非常災害に対する取組みを行います。
非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し
非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に
周知します。避難、救出、その他必要な訓練を定期的に行います。

XI）虐待の防止のための措置に関する事項

1．　当施設は利用者等の人権の擁護と虐待の発生またはその再発を防止するために必要な措置を講じます。
2．虐待防止のための委員会の設置と定期的な開催、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
3．従業者が利用者等の権利擁護に取組める体制・環境の整備に努めます。
4．虐待防止のための指針を整備し、従業者に対して虐待を防止するための研修を定期的に実施します。
5．当施設のサービス提供にあたり、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村等関係機関に通報します。

XII）身体拘束その他の行動制限に関する事項

当施設は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法による行動制限をしません。利用者の行動を制限する場合は利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明いたします。また、この場合には事前または事後速やかに、ご家族、身元引受人等に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明いたします。

XIII）口腔衛生等管理に関する事項

国（厚生労働省）の方針として、ご利用者様のお口の健康管理（口腔衛生等の管理）が、食事介助、入浴介助等と同様の基本サービスとなることが示されています。
当施設に於いても国の基準に従い、ご利用者様全員のお口の健康管理（口腔衛生管理）に取り組んでまいります。
施設での毎日の口腔清掃に加え、毎月の歯科医師による診察と歯科衛生士による専門的口腔清掃が義務となります（医療保険適用）。
これに伴い、毎月の施設利用料（一割負担の場合、月額約 600 円）ならびに歯科受診費用の自己負担分（一割負担の場合、月額約 2,000 円）が加算されることになります。
特定のご要望がなければ、下記の当施設の協力歯科医院に毎月の歯科診療を委託致します。
他のかかりつけ歯科医院等による受診をご希望の場合はお知らせください。
協力歯科医院への歯科診療委託のため、ご利用者様の病歴等の個人情報を歯科医院とも共有させていただくことに、ご承諾いただきますようお願いいたします。

協力歯科医院：くす乃歯科オーラルケアクリニック
院長　小山田　真裕子
福岡市博多区銀天町 2-2-38　ＴＥＬ092-586-9018

ⅩⅣ）サービスに関する苦情処理等の事項

１．利用者、利用者のご家族・身元引受人等は医療法人つくし会病院が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合は、苦情受け付け窓口に問い合せおよび申立てをすることができます。
この場合、当施設はすみやかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者および申立人等に文書等で報告いたします。

２．当施設は前項の問い合せおよび苦情申立てがなされたことをもって、利用者に対していかなる差別、不利益も生じさせません。

３．苦情、相談等の受付は、東館１階の医療事務室（医事課）と医療・介護相談室とし、看護部長並びに医事課長でその任務にあたります。
（行政の苦情・相談窓口は国保連合会介護保険課および各市町村の介護保険係が行っております。）

※　つくし会病院　苦情相談受付電話番号　092－503－2261（代表電話番号）
（介護医療院）　092－503－2474（FAX 番号）

※ 福岡県国民健康保険団体連合会　事業部介護保険課（介護サービス相談窓口）
住所　福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号
電話番号　092－642－7859　　ＦAX 番号　092－642－7856

ⅩⅤ）秘密保持に関する事項

１．当施設および乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲およびその身元引受人等の秘密を洩らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

２．当施設は居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲、甲の身元引受人等に関する情報を提供する必要がある場合には、事前に各関連する者の同意を得ることとします。

３．第１項の規定にかかわらず、当施設は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができ、その場合当施設は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

ⅩⅥ）介護サービス提供記録の開示に関する事項

利用者、利用者のご家族、身元引受人等は医療法人つくし会病院が利用者について提供した介護サービス記録を医療事務室に問い合わせ、開示請求をすることができます。
開示する場合には、次の手数料をご負担いただきます。

（基本料 3,000 円＋書類複写枚数×20 円）×110%（消費税）